

専門家派遣助成事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町)に所在する中小企業等が専門的知識及び実務経験を有する専門家から指導、助言等を受けるために必要な経費の一部を助成することにより、中小企業等の経営革新、経営課題等の解決を図ることを目的とする。

(対象事業)

第2条 助成の対象事業は、中小企業等が経営及び技術上の課題解決を図るため専門家の指導及び助言を受けるために行う事業とする。

(専門家の選定)

第3条 指導及び助言等を受ける専門家については、課題に応じ次の各号に掲げる者を中小企業等が選定し、理事長の承認を得るものとする。

- (1) 専門的知識を持ち、中小企業等にも理解が深く、指導力の高い中小企業診断士、税理士、公認会計士等の公的資格を有する者
- (2) 公設試験機関等の研究員
- (3) 専門的知識を有する企業の管理者又は技術者
- (4) 指導及び助言等に必要な経験を有する者
- (5) その他理事長が認める者

(助成対象経費等)

第4条 助成を受けようとする中小企業等は、専門家派遣に要する経費を負担するものとして専門家と契約をすることとし、その助成対象経費は、専門家の技術指導料、交通費、宿泊費その他理事長が認める費用とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

(助成額)

第5条 助成額は、予算の範囲内で交付し、助成対象経費の10分の10以内、15万円を限度とする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、専門家派遣助成事業申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。なお、対象事業は、2月末日までに完了するものとする。

(審査及び決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成事業の採択及び助成額を決定する。ただし、理事長は、必要に応じて関係者の意見を求め又は調査することができるものとする。

(決定の通知)

第8条 理事長は、対象事業及び助成額を決定したときは、決定内容及び次の条件を付して当該申請者(以下「助成対象者」という。)に専門家派遣助成事業決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- (1) 対象事業の内容を変更する場合は、理事長の承認を受けること。ただし、軽微な変更は除く。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止する場合は、理事長の承認を受けること。
- (3) 対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し指示を受けること。
- (4) 対象事業の支出に当たっては、対象事業以外の用途に使用してはならないこと。

(報告)

第9条 助成対象者は、当該事業が完了したときは、対象経費として支出したものの証拠書類の写しを添え、速やかに専門家派遣助成事業完了報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(助成額の確定及び交付)

第10条 理事長は、対象事業の完了報告書の提出を受け、その内容を審査(現地調査を含む。)のうえ、助成決定内容に適合していると認めたときは、助成額を確定し、当該助成対象者に専門家派遣助成事業確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 確定した助成額は、確定通知書を交付した日から30日以内に支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 理事長は、助成の決定をした内容と事実が相違する、又はこれに付した条件を満たしていないときは、助成額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成額の確定があった後においても適用するものとする。

(対象事業の経理)

第12条 助成対象者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。